

令和5年度の活動報告

1. 危機管理に係る事項 第1回幹事会

第1回幹事会

- ・時期 令和5年4月28日（金）
- ・会議方法 対面方式（飛騨総合庁舎 3F 大会議室）
- ・内容 令和4年度の活動報告、令和5年度の活動計画（協議会・幹事会、合同防災訓練、防災講演会など）について協議し、事務局案で了解を得た。
- ・意見要望
[合同防災訓練について]
 - ⇒災害時に実際に関係機関が集まって対応することはないと思うため、実態に即したWeb会議での開催も検討いただきたい。
 - ⇒訓練の前提条件となる、土砂災害警戒情報や避難指示の発令・解除のタイミングを明確にしてほしい。
[防災講演会について]
 - ⇒令和4年度に実施した防災講演会について好評だったため、令和5年度も実施していただきたい。



第1回幹事会の実施状況

1. 危機管理に係る事項 連絡協議会

連絡協議会

- ・時期 令和5年5月8日（月）
- ・会議方法 書面開催（降雨により関係機関が防災体制に入ったため。）
- ・内容 第1回幹事会の協議内容について承認をいただいた。その他意見は特になかった。

令和5年 5月 11日

神通川・庄川上流域
大規模土砂災害対策連絡協議会 委員各位

神通川・庄川上流域大規模
土砂災害対策連絡協議会 会長
(高山市長)

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会の書面開催について(依頼)

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度の協議会につきましては、令和5年5月7日(日)からの降雨の影響により、急遽書面配布による開催とさせていただきます。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、添付資料をご確認いただき、下記により協議事項についてご回答いただきますようお願い致します。

記

1. 協議事項
(1)令和4年度の実績内容について
(2)令和5年度の活動計画(案)について

2. 回答方法
協議事項については、別紙1により5月19日(金)までに電子メールによる返信を下記宛てにご回答ください。

神通川・庄川上流域大規模
土砂災害対策連絡協議会 事務局
(神通川水系砂防事務所 調査課)
担当： 岡嶋 真安

(別紙 1)

機関名： _____
委員名： _____

回 答 書

1. 「令和4年度の実績内容について」(資料1)

【 承認する ・ 承認しない 】

2. 「令和5年度の活動計画(案)について」(資料2)

【 承認する ・ 承認しない 】

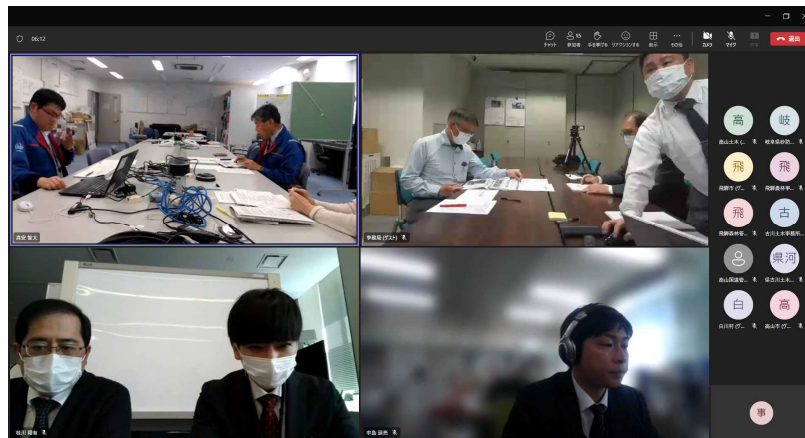
3. その他のご意見

(ご意見記載欄)

1. 危機管理に係る事項 第2回幹事会

第2回幹事会

- ・時期 令和6年2月13日（火）
- ・会議方法 WEB方式
- ・内容 令和5年度の連絡協議会及び幹事会における取り組み状況を共有するとともに、活動結果を踏まえた、令和6年度の取り組み方針の事務局案を説明し、了解を得た。また、令和6年能登半島地震に対する対応状況や防災講演会アンケートに対する講演者からの回答、地区防災計画に関する岐阜県内の事例等を提示した。
- ・意見要望
[ワークショップの取り組みについて]
⇒今回のワークショップは比較的水害が起こりにくい（危機感が少ない）地域が対象であったが、取り組みを通して災害への危機感を共有できたことは大変良かった。ハザードマップの配布だけでなく、住民自らが気づいて行動することに主眼を置いて取り組みを進めていきたい。
[その他]
⇒能登半島地震に関する対応や取り組み事例について、続報があれば提供いただきたい。



第2回幹事会の実施状況（WEB方式）

2. 防災業務計画や地域防災計画の共有

地域防災計画等の中で、土砂災害対策に関する項目について、内容の追加・修正はなかったため、関係機関間の情報共有は実施していない。

第8節 災害情報等の収集・伝達

すべての部

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡、情報収集及び正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。また、それとともに着信確認による確実な情報伝達体制を構築する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1 情報の収集・連絡手段

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(1) 情報の収集

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、飛騨警察署、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の

収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地区で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の市民と市の双方向の情報連絡体制を確保するよう努めるものとする。

市は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(3) 情報の連絡手段

市は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じて最も有効な手段により情報を連絡するものとするが、県に対し

231

第20節 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策

総務部 市民福祉部

高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、妊婦等いわゆる災害時避難行動要支援者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、きめ細かな配慮が必要で、個別かつ専門的な救護体制を整備する。

また、災害時避難行動要支援者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるので極力避け、地域住民の協力応援を得て避難することが望ましい。このため、災害時避難行動要支援者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、教護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。また、災害時避難行動要支援者の支援に関する要綱を定めることとする。（資料6-9）

このため、市は、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

1 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 主な支援項目

市本部及び市支部は、災害時避難行動要支援者を支援するため、次のような対策を講ずる。

ア 災害時避難行動要支援者が必要な支援内容の把握（時系列で）

イ 災害時要配慮者のニーズに応じた教護、援護

ウ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供

エ 災害時避難行動要支援者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供

オ ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣

カ 情報提供

キ 人工呼吸器利用者、人工透析及び難病患者等への医療の確保等

ク 避難所での災害時避難行動要支援者への配慮及び福祉避難所への移送

ケ 災害時避難行動要支援者向け相談所の開設

コ 福祉避難所としての社会福祉施設の活用

サ 災害時避難行動要支援者向け仮設住宅の提供、優先入居の配慮

(2) 避難支援

災害により避難が必要となった場合の災害時避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、要綱に則って作成した名簿等により、災害時

避難行動要支援者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

なお、避難の誘導を行う者は、まず本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守る事が大前提であるため、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難誘導を行うよう安全確保に十分配慮すること。

この際、近隣住民や自主防災組織等による避難が困難な場合は、警察署又は消防本部・消

269

3. 防災訓練の実施結果 訓練概要

令和5年度は対面(一部WEB)により、関係機関の防災担当者が合同で、以下を目的にした訓練を実施した。

- ① 関係者の「顔の見える関係」を維持し、知識醸成(防災対応能力の向上)を図る。
- ② 大規模土砂災害時における連携マニュアルに基づく関係機関の情報共有対応の確認・検証を行う。

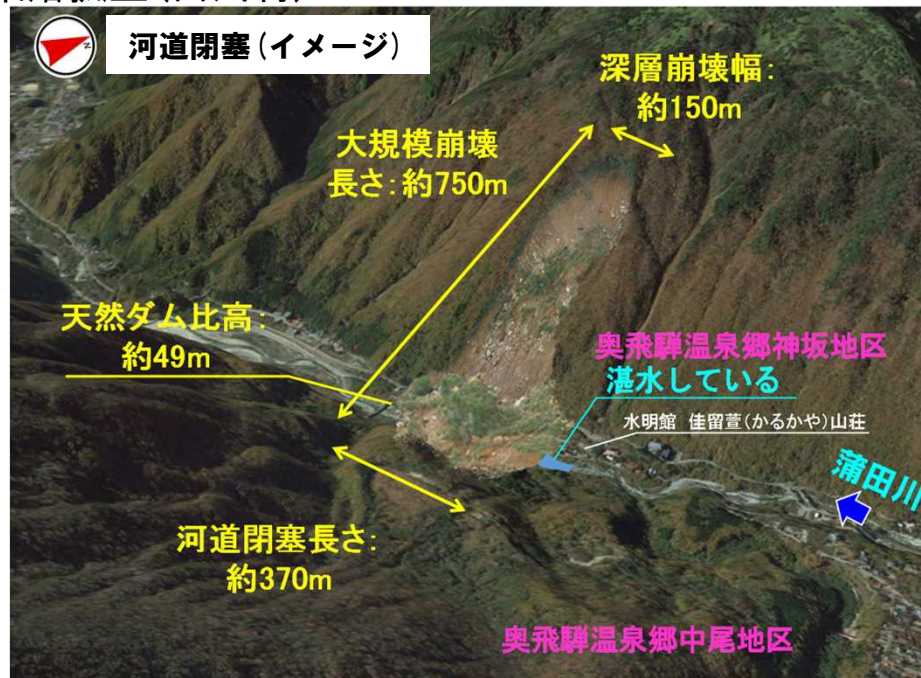
合同防災訓練日時・場所

- ・ 日時：令和5年6月28日（水）
- ・ 場所：岐阜県飛騨総合庁舎 大会議室
- ※4月28日（金）にステージ0の学習型訓練を実施(web)
- ※5月25日（木）に、事前説明会
（ステージ1の学習型訓練 含む）を実施(web)

想定の大規模災害現象

想定した災害は台風接近に伴う豪雨⇒豪雨に伴い下記の土砂災害が発生

- ①河道閉塞(高山市) ②大規模地すべり(飛騨市)
- ③集落孤立(白川村)



機関		参加部署	人数
高山市			7名
飛騨市			4名
白川村			5名
岐阜県	防災課		1名
	砂防課		3名
	飛騨県事務所		3名
	飛騨農林事務所		5名
	高山土木事務所		7名
	古川土木事務所		2名
林野庁	中部森林管理局	飛騨森林管理署	2名
国土交通省	中部地方整備局	高山国道事務所	3名
	北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所	8名
その他	立山・神通砂防スペシャルエンジニア		2名
合計			52名

訓練項目（第1回幹事会 時）

ステージ0 豪雨に対する土砂災害警戒避難対応の確認【学習型】

訓練項目（訓練事前説明会 時）

ステージ1 大規模土砂災害の初動対応の確認【学習型】

訓練項目（合同防災訓練 時）

ステージ2 土砂災害情報等の共有・伝達対応【RP】

ステージ3 連絡調整会議対応【RP】

ステージ4 応急対策を踏まえた住民警戒避難対応【学習型】

ステージ5 住民説明会対応【RP】

3. 防災訓練の実施結果 課題と対応方針案

R5訓練の課題・要望など	今後の対応方針（案）
■訓練方式（学習型・RPなど）について ● ロールプレイングは有意義である。（1人） ● ロールプレイングは止めていただきたい。（1人） ● ロールプレイングで実施する場合は、十分な説明と理解が必要。（2人）	● 今年度実施したRP（各機関の訓練時間の確保）＋学習型訓練（他機関の災害対応の理解）方式や学習型方式のみ等を検討する。また、テーマやステージを絞って実施する。
■開催方式について ● 開催方式はWEB方式を希望する。対面も重要なので隔年でもよい。（14人）	● 次年度は、実災害時の対応を考慮しWEB方式の実施を検討するが、次年度に協議会メンバーの意見を再確認する
■今後訓練で取り上げてほしい事項 ● 災害想定や訓練想定は、実情に応じたものかつシンプルなもの我希望する（市村の行うべきことに特化する、災害想定箇所を絞る）（6人）	● 実災害時には市村内全域で災害が発生することが考えられるが、各機関ごとに1つの災害事象について訓練し、また他の災害事象の影響を受けないこととし行うことも検討する。
■その他（訓練の必要性について） ● 幹事会、総会のみで十分であり、訓練は不要と考える。（1人） ● 顔が見えるこうした訓練には意義があると思う。（1人）	● 全機関が長時間拘束される合同防災訓練だけではなく、テーマを絞って、災害時の情報共有や連携対応について、確認する場（勉強会等）を設けることを検討する。 ● また、過去訓練の結果を整理し、e-ラーニング等の各自の都合が良い時間で、災害時対応を学べる手段を検討する。

4. 防災意識向上に関する活動 (1) 白川村における住民ワークショップ

とがのしま 令和5年度 戸ヶ野地区・島地区土砂災害懇話会

日時 : 令和5年11月24日 (金) 19:00~20:30

会場 : 白川村戸ヶ野地区 戸島多目的活動施設

実施内容

1. 土砂災害リスクについて
2. わが家の危険地図の作成
3. わが家の避難シートの作成

参加者 戸ヶ野地区、島地区 住民13名

講師 京都大学防災研究所附属
流域災害研究センター 宮田 秀介 准教授

参加機関 : 白川村総務課、神通川水系砂防事務所

主な意見 (住民アンケート)

- ・ 危険な場所に家があるので、土砂災害に今後気を付けていきたい。
- ・ 今日学んだ事を生かして自分の身を守りたいと思った。
- ・ 危険な道を知る事が出来た。避難場所が確認出来た。



宮田先生の土砂災害リスク説明

わが家の避難シート		資料2-2
確認!	判断材料の入手 (何が危険? 大雨や台風の時に何を確認?)	スマホの天気、テレビ NHK 避難情報・雨量・水位
いつ?	逃げ時 (何がどうなったら?)	避難指示が出たら・防災無線
どこに?	避難先 (どこに? どのルートで?)	昼(明るい時) 戸島多目的活動施設・自宅・倉庫 夜(暗い時) 同上
どのように?	避難する方法 (だれと? 歩いて? 車で?)	昼(明るい時) 歩いて・家族・犬 夜(暗い時) 同上
危険が迫ったとき	2階自宅まで上る	
(その他 メモ)		

710-703

4. 防災意識向上に関する活動 (2) 防災講演会

■概要

日時 : 令和5年11月1日(水) 15:00~17:00

会場 : 飛騨総合庁舎 3 F 大会議室

講演議事:

(1) 紀伊半島大水害時における大規模崩壊調査
(TEC-Force派遣)の紹介

北陸地方防災エキスパート ^{うこん のりお} 右近 則男氏

(2) 紀伊半島大水害の対応と復旧・復興について

十津川村役場 前村長 ^{さらたに よしき} 更谷 慈禧氏

十津川村役場 建設課 参事 ^{かまつか やすふみ} 鎌塚 康史氏

■参加機関

高山市	3名	NPO神通砂防	1名
飛騨市	4名	TJSSE	2名
白川村	1名	神通川水系砂防事務所	3名
飛騨県事務所	3名	京都大学	1名
飛騨農林事務所	3名	-	-
高山土木事務所	8名	現地参加者合計	29名

WEB
参加機関

岐阜県防災課・砂防課、古川土木事務所、飛騨森林管理署、
ほか北陸地方整備局など計8機関

■アンケート結果

(感想と次年度以降に取り上げて欲しいテーマ)

■紀伊半島大水害に対する国の支援について現場での活動が良く分かった、市町村の立場での対応について発災時の実際の現場対応だけでなく、地域の復興までの一連の話を聞くことができて良かったという話が多かった。

以下、次年度以降に取り上げて欲しいテーマ

- 土砂災害対応をされた市町村、自治体の担当者の体験談を今後も聴講したい。【機関不明】
- 被災地の経験談を聞くことは、大変意義のある事だと思います。今後も継続してもらいたい。【TJSSE】
- 発災時の建設業者との連携、調整、指示などの具体的な訓練など。【TJSSE】
- よかれと思って対応したことが逆に被災者にとって迷惑となったことなど、経験から学んだことなどについても聴いてみたいです。【飛騨森林管理署】

■講演会実施状況



講師: 十津川村 前村長 ^{さらたに} 更谷氏



講師: 十津川村建設課 ^{かまつか} 鎌塚氏



講師: 北陸地方防災エキスパート ^{うこん} 右近氏



WEB配信状況

5. 連携マニュアルの更新

連携マニュアルは令和3年度に概成して以降、更新は行われていない。
令和5年度は合同防災訓練結果に基づく更新内容は特になかった。

4.3 関係機関の連携対応内容

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会の対象エリアにおける緊急調査は、天然ダムの場合は国が、地すべりの場合は岐阜県が一義的には実施することとなるが、その円滑な実施のため国、県、市村が適切に役割分担をして、対応するものとする。

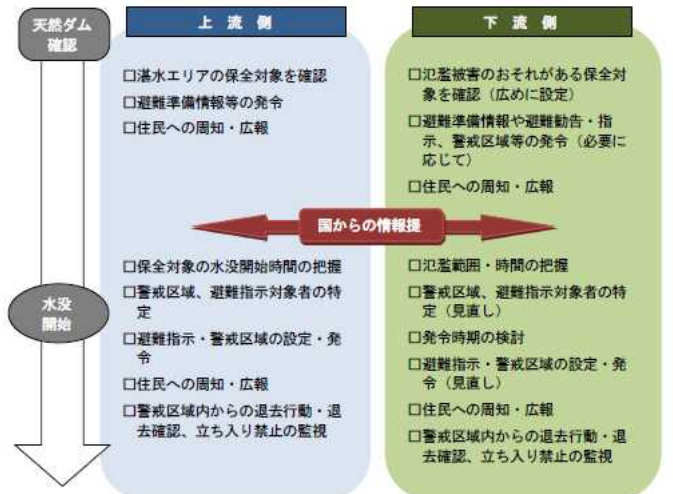
天然ダム及び地すべりの緊急調査に係る役割分担を以下に示す。

(1) 天然ダム

天然ダム形成時における住民への警戒避難は、天然ダムの上下流それぞれの地域での対応が必要であることに留意する必要がある。天然ダム形成後の時間経過に応じた市村の対応行動例を図4.5に、天然ダムの緊急調査に係る役割分担を表4.1に示す。

また、市村の対応行動を行う際に、国からの提供が想定される資料イメージ(①天然ダム上流部の湛水範囲図、②天然ダム上流部の時間経過と浸水状況の相関図(H-T曲線)、③天然ダム決壊時における下流部の浸水範囲図)を図4.6～図4.8に示す。

なお、国からの情報提供は、天然ダム発生市村だけでなく、下流市村にも実施する。



（注意）国からの情報提供が無くても、災害対策基本法に則り自治体は、可能な限り、被災前に上記行動を取る事が望まれる

図 4.5 天然ダム形成時における市村の対応行動例

7. 住民等への情報の提供・周知

大規模な土砂災害等が発生した場合には、社会的な反響が大きいため、各行政機関が実施する各種の災害対応について適時一般住民やマスコミ等にその内容を提供し、混乱の未然防止やアカウンタビリティ向上に努めるとともに、一般住民等の理解・協力を促進し、迅速かつ円滑な災害対応に資する必要がある。本章では、住民等の情報提供に際して、国、県、市村による連携に係る基本的な事項を定める。

災害発生時において住民が求める情報（住民に伝えなければならない情報）は、以下の通りである。

- 【自身に関する災害情報】自分や家族等の土地、家屋等が被害を受けていないか、危険にさらされていないか
- 【自身に関する警戒避難情報】自分や家族等は避難しなくてはいけいないか、いつどこに避難するのか
- 【防災体制情報、災害情報全般】現在の災害の全般的な状況はどうなっているか
- 【交通規制情報】道路は通行できるか、公共交通機関は運行しているか
- 【応急・復旧対策情報】今後の対策や復旧の見通しはどうなっているか

災害時における住民等への広報の実施にあたっては、関係機関が下記の点（表7.1）に関して連携・調整を実施する。

表 7.1 時間経過に応じた情報提供のタイミングと内容（例）

広報時期	主な広報情報	■住民への広報の手段
警戒時	・防災体制 ・所管施設の状況 ・所管施設の工事箇所等の安全確保 ・立入禁止区域 ・避難場所等の情報 ・気象状況（大雨・洪水注意報、警戒） ・交通規制、迂回路情報（規制区間、規制内容）	・記者会見を実施 ※連絡調整会議の実施（平時・緊急時）で会見内容の事前調整が必要 ・各機関で記者発表を実施 ※発表前に関係機関と情報共有を図る。 ・ホームページ上で情報を公開 ・マスコミへの情報提供 ※発表前に関係機関と情報共有を図る
発災時	・防災体制 ・災害、被害の状況（場所、規模） ・所管施設の被害状況 ・所管施設等に関連する二次災害関連情報 ・被災施設の復旧見通し ・交通規制・迂回路情報（規制区間、規制内容） ・気象状況（大雨・洪水注意報、警戒）	
応急対策時	・所管施設の被害状況 ・復旧対策の概要 ・被災施設の復旧見通し ・他機関に対する支援、応援、応急状況 ・交通規制情報（規制区間、規制内容）	
復旧対策時	・所管施設の被害状況 ・本復旧対策の概要 ・被災施設の本復旧状況及び見通し ・交通規制情報（規制区間、規制内容）	

6. その他の活動 事前学習

■事前学習の結果概要

実施期間: 令和5年6月12日～6月28日

実施方式: 過年度に構築したweb学習ツールを活用し、連携マニュアルの内容について学習する。

当学習は、合同防災訓練の目的でもある「連携マニュアルに基づく関係機関の情報共有対応の確認・検証」のため、連携マニュアルの理解度を上げるためのものである。

問題形式: 択一形式(設問⇒解答および解説で1セット)

問題数 : 20問

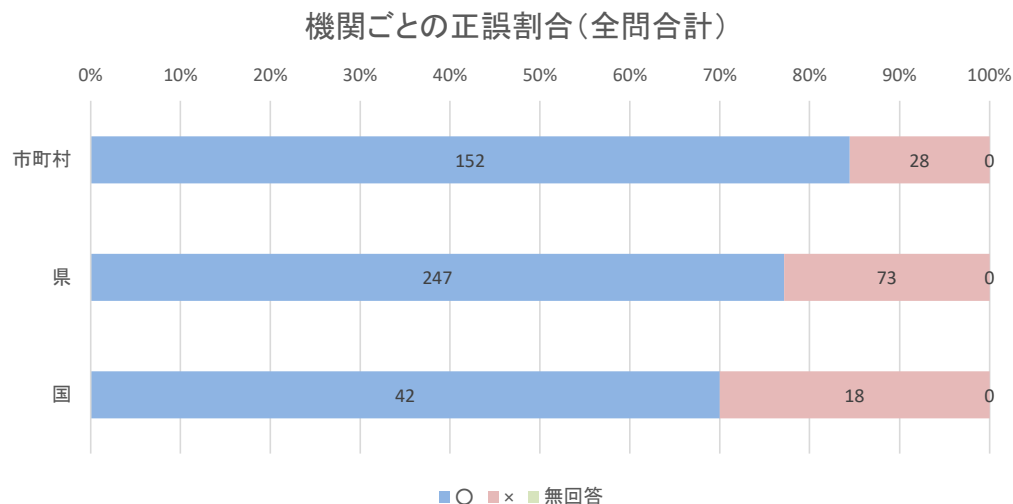
学習内容: 連携マニュアルに関連する内容、土砂災害に関する基礎知識など

■回答者数

学習ツールは訓練当日までに、計28名に回答頂いた。

高山市	7名	高山土木事務所	5名
飛騨市	1名	古川土木事務所	3名
白川村	1名	飛騨森林管理署	1名
岐阜県砂防課	3名	高山国道事務所	2名
飛騨県事務所	3名	-	-
飛騨農林事務所	2名	回答者合計	28名

■正答率について



事前学習の全体の回答率は70%以上であった。

なお、以下の項目については回答率が全体平均より低い(50-60%)であったため、次年度勉強会での重点項目とする等、理解度の向上対応を検討する。

- ・リエゾン派遣について
- ・緊急調査の実施基準と土砂災害緊急情報の通知について
- ・土砂災害危険箇所の緊急点検について
- ・避難指示の発令・解除に関する助言について

6. その他の活動 勉強会

■概要

日時 : 令和5年5月25日（木） 13:00～15:00

形式 : 合同防災訓練の事前説明会と同時開催

勉強会内容「大規模土砂災害の特徴と対応」

1. 近年の土砂災害発生状況
2. 大規模土砂災害について
3. 土砂災害防止法に基づく緊急調査・緊急情報
4. 大規模土砂災害時の支援

参加機関

高山市、飛騨市、白川村、
岐阜県（防災課、砂防課、飛騨県事務所、飛騨農林事務所、
高山土木事務所、古川土木事務所）、
林野庁（飛騨森林管理署）、
国交省（高山国道事務所、神通川水系砂防事務所）

■勉強会資料の例



■勉強会実施状況

